

加東市教育大綱



平成28年7月22日

あ い さ つ

加東市のまちづくりは、市制施行から10年を経て、新しいステージに踏み出さなければならない段階にあります。

これまで、市民の安全・安心を最優先し、まちの活力と賑いづくりの推進、教育環境の充実、子育て支援と就労支援、人権教育及び人権啓発の推進をまちづくりの基本に、様々な施策を展開してきました。

全国的に少子高齢化や人口減少が進行していくことが予測される中、加東市においても人口減少対策と地域の元気づくりに取り組んでいくことが急務となっています。

将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためには、少子化対策や子育て支援策とあわせて、ふるさと加東を担っていく子どもたちが郷土を愛する心を育みながら心身共に健やかに成長していける環境づくりが重要であり、教育、とりわけ小中学校を中心とした学校教育が果たすべき役割が今後、ますます大きくなっていくと認識しています。

このような状況の中、平成27年4月1日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が施行され、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進が、地方公共団体の長に求められることになりました。

加東市では、この改正法の施行を受けて加東市教育大綱を策定し、これまで以上に加東市教育委員会と密接に連携しながら様々な教育施策を展開することで、教育の分野からも「新しいステージ加東」「輝く加東」の実現に取り組んでまいります。

平成28年7月22日

加東市長 安田正義

■ ■ ■ 目 次 ■ ■ ■

§ 1	加東市教育大綱の策定に当たって	P. 1
1	新「教育長」(P. 1)	
2	教育委員会 (P. 1)	
3	大綱の策定 (P. 1)	
4	総合教育会議 (P. 2)	
§ 2	加東市教育大綱（策定方針）	P. 3
1	第2期加東市教育振興基本計画の概要 (P. 3)	
2	加東市教育大綱の策定方針 (P. 4)	
§ 3	重点的に取り組む教育施策	P. 6
1	子どもたちの「確かな学力」と「豊かな学び」(P. 6)	
	【子どもたちの発達段階に応じた人権教育の推進】	
	【ふるさと加東を愛する心の醸成】	
	【防災教育の充実】	
2	小中一貫教育の推進 (P. 8)	
3	小中一貫校の整備方針 (P. 8)	
4	教育環境（学校施設）の充実 (P. 9)	
5	英語教育の推進 (P. 9)	
6	食育の推進 (P. 10)	
7	I C T機器を活用した教育の推進 (P. 10)	
8	国立大学法人兵庫教育大学との連携強化 (P. 11)	
9	インクルーシブ教育システムの確立 (P. 11)	
§ 4	加東市教育大綱の検証と見直し	P. 12

§ 1 加東市教育大綱の策定に当たって

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、平成27年4月1日施行されました。

加東市教育大綱の策定に当たり、市民のみなさまに改正法の内容をご理解いただくことが教育行政を推進していく上で大変重要であると考え、次のとおり概要を示します。

1 新「教育長」

教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め教育行政の第一義的な責任者を明確化することとされました。

この新「教育長」は、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命することとし、その任期は、地方公共団体の長の任期（4年）よりも1年短くすることで、地方公共団体の長の任期中少なくとも1回は自らが教育長を任命できるなどの観点から、3年とされました。

※旧教育長

加東市教育長は平成28年4月1日現在、「この法律の施行の際現に在職する教育長（旧教育長）は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職する。」との規定によるものです。

2 教育委員会

教育委員会は、教育長及び委員をもって組織することとされました。

そして、新「教育長」が教育行政に大きな権限と責任を有することとなることを踏まえ、教育委員会の委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、会議の透明化を図ることとされました。

3 大綱の策定

地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化

の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。

あわせて、この大綱を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議しなければなりません。加えて、大綱を定め、または変更したときは、遅滞なく公表する必要があります。

大綱が対象とする期間については、法律では定められていませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、4年から5年程度が想定されています。

4 総合教育会議

地方公共団体の長は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成する総合教育会議を設置することとされました。

【総合教育会議における協議事項、協議・調整事項】

- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行う。

そして、総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整結果を尊重しなければなりません。

総合教育会議において調整が行われた場合とは、地方公共団体の長及び教育委員会が合意した場合であり、双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければなりません。

しかし、調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長それぞれが判断することになります。

§ 2 加東市教育大綱（策定方針）

大綱は、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であるとされています。

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えると判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

加東市においては、加東市のまちづくりの総合的な指針となる「加東市総合計画」の教育に関する部門別計画として、学校教育や社会教育など、加東市がめざすべき教育の方向と、その実現に必要な施策を示した「第2期加東市教育振興基本計画」を平成28年3月、策定しました。

1 第2期加東市教育振興基本計画の概要

(1) 計画の対象

学びは、幼年期から生涯続くべきもの（生涯学習）であり、学校・家庭・地域がしっかりと連携・補完しながら進められることが重要であるとの認識のもと、家庭教育への支援を含め、就学前教育、学校教育及び社会教育を対象とします。

(2) 計画の期間 平成28年度から平成32年度までの5年間

(3) 基本理念 人間力の育成 ～学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！～

(4) 基本方針

① 小中一貫教育をとおして自立した子どもを育む学校教育の充実

⇒ 多様な教育課題や少子高齢化といった教育環境の変化に対応し、未来を担う子どもたちにより良い学びと成長を支援するすぐれた学習環境の提供のため、小中一貫教育を推進し、学校教育の一層の充実を図ります。

② 「生きる力」としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進

⇒ 子どもたちが、心身共に健康で、幅広い知識と教養や豊かな情操と道徳心を身につけるため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の「生きる力」をバランス

よく育む教育を推進します。

③ 子どもたちの学びや育ちを支える仕組みの確立

⇒ 学校・家庭・地域は、それぞれが子どもたちの成長に関わる当事者として、責任と役割を果たし、互いに連携・協力し、一体となって子どもたちの教育に取り組む仕組みを確立します。

④ 生涯学習による、だれもが生きがいをもてる社会の形成

⇒ 市民一人一人¹が、生涯を通じて健康で趣味を楽しみ教養を高め、生きがいを持って生活を送ることができる生涯学習社会の形成をめざします。

⑤ 人権教育・啓発の推進による、共生社会と人権文化の創造

⇒ 市民一人一人の人権が尊重される自由で平等な社会づくりにむけて、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づく共生社会と人権文化の創造をめざします。

2 加東市教育大綱の策定方針

加東市教育大綱（以下「教育大綱」という。）は、加東市総合教育会議において協議・調整した結果、第2期加東市教育振興基本計画の基本理念及び5つの基本方針を教育大綱に位置付けます。

そして、加東市は、市制施行から10年が経過し、

- (1) 新しいステージにふみ出す段階であること
- (2) 「輝く加東」を実現するには、加東市の子どもたちが心身共に健やかに成長するとともに、ふるさと加東を愛する心を醸成する必要があること
- (3) 未来を生きる子どもたちの新たな教育のあり方として、小中一貫教育を推進すること
- (4) 高度情報化の進展や社会環境の急激な変化において新たに出現する教育課題に対して、迅速、的確に対応していく必要があること
- (5) 改正法の趣旨から、これまで以上に地方教育行政に民意を反映させる必要があること

などを踏まえ、子どもたちの教育を中心に重点的に取り組まなければならない重要課題（教育施策）を加え、教育大綱とします。

そして、これらの教育施策を、加東市と加東市教育委員会がこれまで以上に連携し一丸となって取り組むことにより、教育を通じて子どもたちの健やかな成長による明るい未来、「輝く加東」の実現をめざします。

1 一人一人：

加東市教育大綱では、加東市総合計画での表記に従い「一人ひとり」を採用しますが、第2期加東市教育振興基本計画からの引用に限っては「一人一人」と表記します。これは、第2期加東市教育振興基本計画が、「文部科学省 用字用語例」に基づいて表記していることによるものです。

	第2期加東市教育振興基本計画	加東市教育大綱
根 拠 法	教育基本法第17条第2項 ²	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項 ³
策 定 義 務	任意	必須
策 定 者	地方公共団体	地方公共団体の長
基 本 理 念	<p>人間力の育成</p> <p>～学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！～</p>	
基 本 方 針	<p>① 小中一貫教育をとおして自立した子どもを育む学校教育の充実</p> <p>② 「生きる力」としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進</p> <p>③ 子どもたちの学びや育ちを支える仕組みの確立</p> <p>④ 生涯学習による、だれもが生きがいをもてる社会の形成</p> <p>⑤ 人権教育・啓発の推進による、共生社会と人権文化の創造</p>	
対 象 期 間	平成28年度から平成32年度までの5年間	
計 画 の 対 象	<p>家庭教育（就学前教育）</p> <p>学校教育</p> <p>社会教育</p>	子どもたちの教育及び加東市の特性を踏まえた重点教育施策
計 画 の 内 容	基本理念及び5つの基本方針に基づき、加東市がめざすべき教育の方向とその実現に必要な施策を網羅して示す。	基本理念及び5つの基本方針に基づき、子どもたちの教育を中心に重点的に取り組む教育施策を示す。

² 教育基本法第17条第2項（教育振興基本計画）：

地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

³ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項（大綱の策定等）：

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

§ 3 重点的に取り組む教育施策

1 子どもたちの「確かな学力」と「豊かな学び」

加東市民が、教育において最も期待していることは、子どもたちが加東市立小中学校において「確かな学力」を身に付けることであると捉えています。

子どもたちが、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度など「確かな学力」を身に付けるために、教育指導方法の工夫改善とあわせて、教員の指導力や授業力の向上に努めます。

また、子どもたちが人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念、公共の精神、伝統や文化を尊重する心を育成するための「豊かな学び」を提供します。

さらに、学校は地域と共にあることが重要であることから、次の3項目を重要課題として取り組み、子どもたちの「豊かな学び」を創造します。

【子どもたちの発達段階に応じた人権教育の推進】

子どもたちの「豊かな学び」の創造に当たっては、何よりも人権に対する正しい理解とあらゆる偏見を見抜く力を育成し、人権尊重を当たり前の社会意識として身に付けていく必要があります。

そのため、幼児期においては、その発達の特性を踏まえ、人権感覚の芽生えが感性として育まれるよう「絶対人権感覚⁴」に着目したプログラムを活用し、「やさしさ」や「思いやり」を身につける取組を進めます。また、小中学校においては道徳の授業をはじめとし、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動全体を通じて人権教育に取り組むとともに、講演会の開催など様々な機会を提起していきます。

これらの取組により、児童生徒一人ひとりが、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、他人の痛みが分かる心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成するとともに、自尊感情を高め、自立心や責任感を培っていきます。

【ふるさと加東を愛する心の醸成】

少子化や核家族化、都市化、情報化等の経済社会の変化や、人間関係をはじめ地域にお

⁴ 絶対人権感覚：

神戸大学の鈴木正幸名誉教授が提唱された幼児期からの人権教育理論。音楽の世界の「絶対音感」と同様に、特に幼児期において感性で培う人権感覚のこと。脳が成長発達する幼児期に「やさしさ」や「思いやり」という心の仕組みを身につけることにより、違いを認め合うと同時に、「違いを違いと思わない」人権感覚を育てることが可能になるという考え方。

ける地縁的なつながりの希薄化などにより、全国的に地域社会や家庭における「教育力」が低下しています。このことは、子どもたちの自然体験活動や社会体験活動などの不足、コミュニケーション能力の低下につながり、子どもたちの人間形成に大きく影響するおそれがあります。

郷土の歴史や文化、伝統などに触れながらその良さや課題点を学び理解する機会を設けること、また、加東市のまちづくりを学び自分たちの生活や暮らしとの関係性や影響を知ることなどで、地域社会の中で主体的に行動できる力を養成するとともに、ふるさとへの愛着を深めることが重要であることから、地域の人材や資源を有効に活用したふるさと学習を「かとう学⁵」としてカリキュラムに位置付け、全ての教育活動において教科横断的に実施するとともに、加東市総合計画を子ども向けに要約した「子ども版加東市総合計画」を作成し、子どもたちを対象とした「市政出前講座」などの積極的な開催により、ふるさと加東を愛する心を醸成します。

そして、過疎化や少子高齢化が進行する状況において、ふるさと加東を愛する心を結集し、地域の再生や元気づくりにつなげていきます。

【防災教育の充実】

加東市は、「市民の安全・安心」を最優先事項として、防災・減災力の強化、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

先の阪神・淡路大震災における加東市の被害は、幸いなことに甚大なものではありませんでしたが、兵庫県南西部には活断層である山崎断層があり、加東市域には推定活断層⁶とされる御所谷断層などが確認されています。仮に、山崎断層を震源とする地震が発生したときの最大震度は、加東市で震度7が予想されていることから、災害への備えを怠ることはできません。

安全・安心を支える基本は、人と人が支え合う地域社会を形成することであり、そうした「自助」「共助」の考え方を身に付け、進んで行動する「減災社会」の担い手を育成することも教育に課された使命の一つであると考えています。

風水害や大地震などの発生の際には、日ごろの地域との連携状況が被害の軽減やその後の復旧に大きく影響します。そこで、学校における防災訓練や引き渡し訓練などを保護者や地域住民と連携し、より実践的に行うことで、児童生徒及び保護者・地域住民が災害発生時に適切に判断し、主体的に行動する力を育成します。

⁵ かとう学：

児童生徒が郷土への愛着を深め、より良い地域社会づくりに向けて主体的に行動できる力を養うため、地域の人、もの、ことを「かとう学」として教材化するとともに、副読本にまとめ、各教科や総合的な学習の時間等、すべての教育活動で活用することで、加東市の歴史や文化等を学びます。

⁶ 推定活断層：

地形的な特徴から、今後も地震を起こす可能性のある活断層があると推定されつつも、資料が少なく詳しく調査しない限り明確に存在や場所が特定できないもの。加東市域の推定活断層としては、御所谷(ごしょだに)断層のほかに、大谷(おおたに)断層と青野町(あおのちょう)断層が確認されています。

そして、関係機関とも連携を深めながら、学校オープン等の機会を捉え、地域に根ざした防災教育を一層充実していきます。

2 小中一貫教育の推進

子どもたちを取り巻く環境の変化とともに、少子化に伴う単学級や学級の小規模化、量的・質的な学習内容の充実、心身の発達の早期化、小学校から中学校への円滑な接続など複雑化・多様化する学校教育の課題に対して、加東市の将来を担う子どもたちの新たな教育のあり方として、義務教育9年間を通して自立した子どもたちを育む小中一貫教育を推進します。

各教科をはじめ、運動会や体育祭などの学校行事、道徳等の教育活動全てにおいて、小学校と中学校の垣根を越えた系統性・連続性のある教育活動を行うことで、ふるさとを愛し、自らの夢に挑む自立した子どもたちを育成します。

めざす子ども像	取組の視点とめざす成果
ふるさと加東から未来へ ●自ら学ぶ子 ●自他を大切にする子 ●ねばり強い子 ●個性豊かな子 ●自分を活かす子 ●たくましい子	●確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成 ●自尊感情や思いやりの心の醸成 ●心身の健康増進・個性の伸長 ●グローバル人材の育成 (グローバル化に対応した教育の推進) ●社会的自立に向けたキャリア形成の支援

3 小中一貫校の整備方針

社地域、滝野地域、東条地域それぞれに、小中一貫校を整備することとします。施設の形態は、各地域とも教育効果及び安全面を考慮した一体型校舎とします。

そして、開校のおおむね5年前に地域の代表者や学校関係者、保護者、教員などで組織する小中一貫校開校準備委員会を設置し、子どもたちのためのより良い環境を創出し、地域の実情に即した小中一貫校となるよう、次の事項について協議し開校に向けた準備を確実に進めます。

【小中一貫校開校準備委員会での協議事項】

- (1) 小中一貫校の施設整備に関すること
- (2) 小中一貫校の学校運営に関すること
- (3) 小中一貫校の学校教育内容に関すること

- (4) 小中一貫校となる小・小、小・中学校間の交流活動に関する事
- (5) その他、準備委員会の設置目的を達成するために必要な事項

小中一貫校の整備順序は、東条地域、社地域、滝野地域の順とします。

東条地域小中一貫校は、加東市東条文化会館周辺とし、平成33年度開校とします。社地域小中一貫校は、加東市立社中学校周辺とし、平成36年度開校とします。滝野地域小中一貫校は、加東市立滝野中学校周辺とし、平成39年度開校とします。

4 教育環境（学校施設）の充実

子どもたちにより良い教育環境を提供するため、安全・安心の学校づくりとして、北播磨地域でいち早く学校施設における躯体の耐震化を完了しました。そして、地震による外壁や照明器具などの落下を防止するための非構造部材の耐震化対策に取り組むとともに、防犯カメラやAEDの設置、通学路の安全確保に努めてきました。

さらに、教室への空調設備の設置や、エレベーターの整備などによるバリアフリー化の推進、生活様式の変化に伴うトイレの洋式化など、子どもたちが快適に学校生活を送り集中して授業を受けられるよう、積極的かつ計画的に学校施設の環境改善、向上を推進してきました。

今後は、これまでの取組を継続しながら、教育環境の変化を的確に捉えるとともに小中一貫校の整備スケジュールを踏まえ、教育環境（学校施設）の更なる整備・充実に取り組めます。

5 英語教育の推進

グローバル化の進展に伴い、日本人としての誇りや日本の文化に対する理解を一層深めるとともに、外国人とのコミュニケーションや異文化を理解する精神の育成が求められています。

そのためには、英語によるコミュニケーション能力の向上が不可欠であることから、小学校では英語に慣れ親しむことを中心とした英語活動を、中学校ではかとう英語ライセンス制度⁷やALTとの交流活動（加東わくわく英語村）などにより実践的な英語力の向上に取り組み、中学校卒業時には臆することなく英語で日常会話ができる生徒の育成をめざします。

加えて、NPO法人加東市国際交流協会と連携し、姉妹都市オリンピア市との交換留学

⁷ かとう英語ライセンス制度：

加東市のオリジナル英語副読本「かとう英語ライセンス・レッスンブック」の内容を中心に、出題し、「話す」「聞く」「読む」「書く」の4技能を評価する独自の英語検定制度。

事業や学校間交流を通じて、豊かな国際感覚を身に付けるとともに多文化共生を推進します。

6 食育の推進

誰もが生涯にわたって生き生きと暮らすためには、何よりも「食」が重要になります。しかし、栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食料の海外への依存、伝統的な食文化継承の危機、食の安全等、様々な問題があります。

食育基本法では、「食育」を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けています。また、核家族化や夫婦共働き、ひとり親家庭の増加など家庭のあり方が変容する中で、食育の推進における学校給食の重要性がますます高まっています。

学校給食を、成長期における子どもたちの心身の健全な発達のために、栄養バランスのとれた食事を提供するというだけでなく、地域の食文化や伝統に対する理解や関心を深めるとともに、正しい食事のとり方や望ましい食習慣を身に付ける機会と捉え、魅力あるおいしい給食の提供に努めていきます。さらに、地元産食材を活用した地産地消の推進とあわせて、残菜の減少に取り組みます。

また、食育の推進に当たっては、学校現場と学校給食センターによる取組だけでなく、加東市の健康や子育て部門、地域活性化と食文化の伝承をめざし学校のカリキュラムとして食育活動を展開されている兵庫県立社高等学校生活科学科との連携をはじめ、その他食に関する様々な団体からの支援なども求めていきます。

7 ICT機器を活用した教育の推進

高度情報化社会を生きる子どもたちには、情報活用能力をバランスよく育成することが求められていることから、ICT教育を推進するための環境づくりとして、小中学校に電子黒板やデジタル教科書などを整備してきました。

加東市教育の情報化に関するアンケート（平成27年度実施）では、ICTを活用した授業は、子どもたちの「意欲を高めること」「理解を高めること」「表現や技能を高めること」に効果的であると多くの教員が評価しています。また、子どもたちの多くもデジタル教科書の授業について「楽しく学習することができる」「授業に集中して取り組むことができる」と感じています。

今後は、教員のICT活用指導力⁸を一層向上させるとともに、情報機器やネットワーク環境を充実することで情報や知識の交流を促しながら、子どもたちの主体的な学びを実現

⁸ 教員のICT活用指導力：

①教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力、②授業中にICTを活用して指導する能力、③児童生徒のICT活用を指導する能力、④情報モラルなどを指導する能力、⑤校務にICTを活用する能力のこと。

します。

8 国立大学法人兵庫教育大学との連携強化

加東市と兵庫教育大学は、包括的な連携のもと、教育、文化、産業、福祉、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする連携協力に関する協定を締結しています。

特別支援教育での共同研究や連携講座の実施、輝く加東まちづくりコンソーシアムをはじめ、加東市の各種審議会・委員会への参画、教職員の研修や子どもたちの学力・体力の向上など、兵庫教育大学の知的財産を活用するとともに、地域を含めて連携してきました。

今後は、兵庫教育大学が立地している市としての優位性を十分に発揮していくことが重要であることから、これまでの取組を強化するとともに、地域や家庭の教育力の更なる向上など社会教育や家庭教育の分野で一層の支援や協力を求め、兵庫教育大学の学生や大学院生などの若者が地域と積極的に関わられるよう、交流を深めていきます。

9 インクルーシブ教育システムの確立

平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の趣旨等を踏まえ、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム⁹確立のための特別支援教育の推進が求められています。

インクルーシブ教育システム確立のためには、特に障害のある子どもたちに対して、自立と社会参加に向け、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた指導や支援（特別支援教育）が必要不可欠となっています。

加東市では、発達障害をはじめ支援が必要な子どもたちを早期に発見し、早期に介入、早期に支援することで、その人らしく生活できる「自立」をめざすとともに、障害特性やニーズに応じた保護者支援を充実するために、教育・福祉・保健・就労などの機能を一体化した「加東市発達サポートセンター（仮称）」の設置に取り組み、「幼児期から就労まで」の生涯を見通した支援体制を整備することで、切れ目のない支援を行います。

⁹ インクルーシブ教育システム：

障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組みであり、そのために障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされています。

§ 4 加東市教育大綱の検証と見直し

この教育大綱の取組状況については少なくとも年1回、加東市総合教育会議において点検・評価、検証し、教育大綱の実行性及び実効性を確保します。

また、教育環境が大きく変化した場合などは、加東市総合教育会議において協議・調整し、必要に応じて教育大綱を見直します。